

改 正 案	現 行
<p>ない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>ない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>

## 第八章 通所リハビリテーション

## 第二節 人員に関する基準

## (従業者の員数)

第百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「指定通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
  - イ 指定通所リハビリテーションの単位（その提供が同時に二十人以下の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が二以上確保されること。
  - ロ イに掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、〇・二以上確保されること。

## 第八章 通所リハビリテーション

## 第二節 人員に関する基準

## (従業者の員数)

第百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）（病院又は診療所であるものに限る。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「指定通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 当該日の利用者の数が四十又はその端数を増すごとに一の医師を指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な数以上
- 二 理学療法士若しくは作業療法士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
  - イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師（以下「経験看護師」という。）が一以上確保されること。
  - ロ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じてイに掲げる従業者のほかに、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は看護職員が一以上確保されること。
  - ハ イ及びロの専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者に理学療法士及び作業療法士が含まれない場合は、週に一日以上指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士又は作業療法士を一以上置くこと。

改 正 案	現 案 行
<p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業所が診療所であって、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあっては、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。</u></p> <p>一 <u>指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されること。</u></p> <p>二 <u>前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一人以上確保されること。</u></p>	<p>三 <u>介護職員 当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じた適当数</u></p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該指定通所リハビリテーション事業所に置くべき理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員の員数を、次に掲げる基準を満たすために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>一 <u>指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は経験看護師が一以上確保されること。</u></p> <p>二 <u>指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて前号に掲げる従業者のほかに、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員が一以上確保されること。</u></p> <p>3 <u>指定通所リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設であるものに限る。）ごとに置くべき通所リハビリテーション従業者の員数は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>医師</u></p> <p>イ <u>当該介護老人保健施設の入所者の数（以下この号において「入所者の数」という。）が百に満たない場合であって、当該介護老人保健施設に常勤の医師が一以上置かれている場合 常勤換算方法で、利用者の数に入所者の数に百分の七十を乗じて得た数を加えて得た数から百を控除して得た数を二百で除して得た数以上となる員数</u></p> <p>ロ <u>イに該当しない介護老人保健施設である場合 常勤換算方法で、利用者の数から入所者の数に百分の三十を乗じて得た数を控除して得た数を二百で除して得た数以上となる員数</u></p> <p>二 <u>理学療法士又は作業療法士 常勤換算方法で、利用者の数を百で除して得た数以上となる員数</u></p>

改 正 案

現 行

3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

**第三節 設備に関する基準**

(設備に関する基準)

第一百十二条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

三 看護職員又は介護職員（以下この条において「看護・介護職員」という。） 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数以上

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護・介護職員が当該指定通所リハビリテーションの利用者の数が十又はその端数が増すごとに一以上確保されること。

ロ イの専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護・介護職員に看護職員が含まれない場合は、看護職員を一以上置くこと。

四 支援相談員 常勤換算方法で、利用者の数を百で除して得た数以上となる員数

4 前項第一号、第二号及び第四号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

6 第一項第二号の指定通所リハビリテーションの単位は、指定通所リハビリテーションであって、その提供が同時に二十人以下の利用者に対して一体的に行われるものをいい、第二項第二号の指定通所リハビリテーションの単位は、指定通所リハビリテーションであって、その提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものをいい、第三項第三号の指定通所リハビリテーションの単位は、指定通所リハビリテーションであって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

**第三節 設備に関する基準**

(設備に関する基準)

第一百十二条 指定通所リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、次の各号に掲げる指定通所リハビリテーション事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たす設備を有するほか、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えなければならない。

一 病院又は診療所（前条第二項の適用を受

改 正 案	現 案 行
<p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えなければならない。</u></p> <p><b>第四節 運営に関する基準</b></p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第百十五条 (略)</p> <p>2 <u>通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその</u></p>	<p><u>けるものを除く。)の場合 指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、利用定員が十五人までは四十五平方メートル以上、それ以上利用定員が一人増すごとに三平方メートルを加えた面積以上のものを有すること。</u></p> <p>二 <u>前条第二項の適用を受ける診療所の場合 指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、利用定員が十人までは三十平方メートル以上、それ以上利用定員が一人増すごとに三平方メートルを加えた面積以上のものを有すること。</u></p> <p>三 <u>介護老人保健施設の場合 指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、当該部屋等の面積と利用者用に確保されている食堂の面積の合計が、三平方メートルに利用定員数を乗じて得た面積以上であるものを有すること。</u></p> <p><b>第四節 運営に関する基準</b></p> <p>(通所リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第百十五条 (略)</p> <p>2 <u>医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。</u></p> <p>3 <u>通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>4 <u>通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその</u></p>

改 正 案	現 行
<p>評価を診療記録に記載する。</p> <p>(記録の整備)</p> <p><b>第百十八条の二</b> 指定通所リハビリテーション事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 通所リハビリテーション計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>(準用)</p> <p><b>第百十九条</b> 第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十三条、<u>第三十五条から第三十八条まで</u>、第六十四条、第六十五条、第九十六条及び第一百一条から第一百三十三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業員」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百十七条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第一百一条第三項中「通所介護従業員」とあるのは「通所リハビリテーション従業員」と読み替えるものとする。</p>	<p>評価を診療記録に記載する。</p> <p>(準用)</p> <p><b>第百十九条</b> 第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十三条、<u>第三十五条から第三十九条まで</u>、第六十四条、第六十五条、第九十六条及び第一百一条から第一百三十三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業員」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百十七条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第一百一条第三項中「通所介護従業員」とあるのは「通所リハビリテーション従業員」と読み替えるものとする。</p>

## 第九章 短期入所生活介護

## 第九章 短期入所生活介護

## 第三節 設備に関する基準

## 第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

(設備及び備品等)

第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

- 2 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- 2 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面所、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一～五 (略)

一～五 (略)

六 洗面設備

六 洗面所

七 医務室

七 医務室

八 静養室

八 静養室

九 面談室九 面接室

十 介護職員室

十 介護職員室

十一 看護職員室

十一 看護職員室

十二 調理室

十二 調理室

十三 洗濯室又は洗濯場

十三 洗濯室又は洗濯場

十四 汚物処理室

十四 汚物処理室

十五 介護材料室

十五 介護材料室

- 3 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、

- 3 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がない

改 正 案	現 行
<p>当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、<u>防災等について十分考慮すること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 浴室</p> <p><u>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>四 便所</p> <p><u>要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>五 洗面設備</p> <p><u>要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>ときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、<u>防災等に十分考慮すること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 浴室</p> <p><u>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>四 便所</p> <p><u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>五 洗面所</p> <p><u>身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>6 (略)</p>
<p><b>第四節 運営に関する基準</b></p>	<p><b>第四節 運営に関する基準</b></p>
<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第二百二十八条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、<u>漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第二百二十八条 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、<u>利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。</u></p>

改 正 案	現 案 行
<p><u>体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> (短期入所生活介護計画の作成)</p> <p>第百二十九条 (略)</p> <p>2 <u>短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</u> (介護)</p> <p>第百三十条 <u>介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(食事)</p> <p>第百三十一条 <u>指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</u> (記録の整備)</p> <p>第百三十九条の二 <u>指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</u></p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する</u></p>	<p>5 <u>指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> (短期入所生活介護計画の作成)</p> <p>第百二十九条 (略)</p> <p>2 <u>指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。</u></p> <p>3 <u>短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p>(介護)</p> <p>第百三十条 <u>介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(食事の提供)</p> <p>第百三十一条 <u>利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 短期入所生活介護計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 百二十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第百四十条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十二条、第百一条、第百三条及び第百四条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第五節 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</b></p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第百四十条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに利用者の日常</p>	<p>(準用)</p> <p>第百四十条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十九条まで、第五十二条、第百一条、第百三条及び第百四条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 案 行
<p><u>生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p><b>第百四十条の三</b> <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第二款 設備に関する基準</b></p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p><b>第百四十条の四</b> <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。</u></p> <p><b>2</b> <u>小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</u></p> <p>一 <u>ユニット</u></p> <p>二 <u>浴室</u></p>	

改 正 案	現 案 行
<p>三 医務室</p> <p>四 調理室</p> <p>五 洗濯室又は洗濯場</p> <p>六 汚物処理室</p> <p>七 介護材料室</p> <p>3 <u>特別養護老人ホーム等に併設される小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設小規模生活単位型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設小規模生活単位型事業所及び当該併設小規模生活単位型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「小規模生活単位型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設小規模生活単位型事業所の利用者及び当該小規模生活単位型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該小規模生活単位型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）を小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</u></p> <p>4 <u>第百二十一条第二項の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定する小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、小規模生活単位型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</u></p> <p>5 <u>第一項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) <u>一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員は、おおむね十人以下としなければならない</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>い。</p> <p>(3) <u>利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(4) <u>日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</u></p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p>(2) <u>一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p>(3) <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) <u>居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>(2) <u>要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) <u>居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>(2) <u>要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>三 浴室</p> <p><u>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>6 <u>前各項に規定するもののほか、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）として差し支えない。</u></p> <p>二 <u>廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</u></p> <p>三 <u>階段の傾斜を緩やかにすること。</u></p> <p>四 <u>消火設備その他の非常災害に際して必要</u></p>	